

○財  
林水產省、厚生労働省、  
環境省、經濟產業省、告示第八号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第二百二十二条）第二条第六項の規定に基づき、平成三十一年四月一日付けをもつて、平成三十一年度における主務大臣が指定する施設を次のように指定したので、告示する。

平成三十一年四月二日

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水產大臣 斎藤 健

經濟產業大臣 世耕 弘成

環境大臣 中川 雅治

（次のよう）は、省略し、その関係書類を環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課、財務省理財局総務課たばこ喫煙事業室、厚生労働省医政局経済課及び農林水產省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室に備え置いて縦覧に供する。）